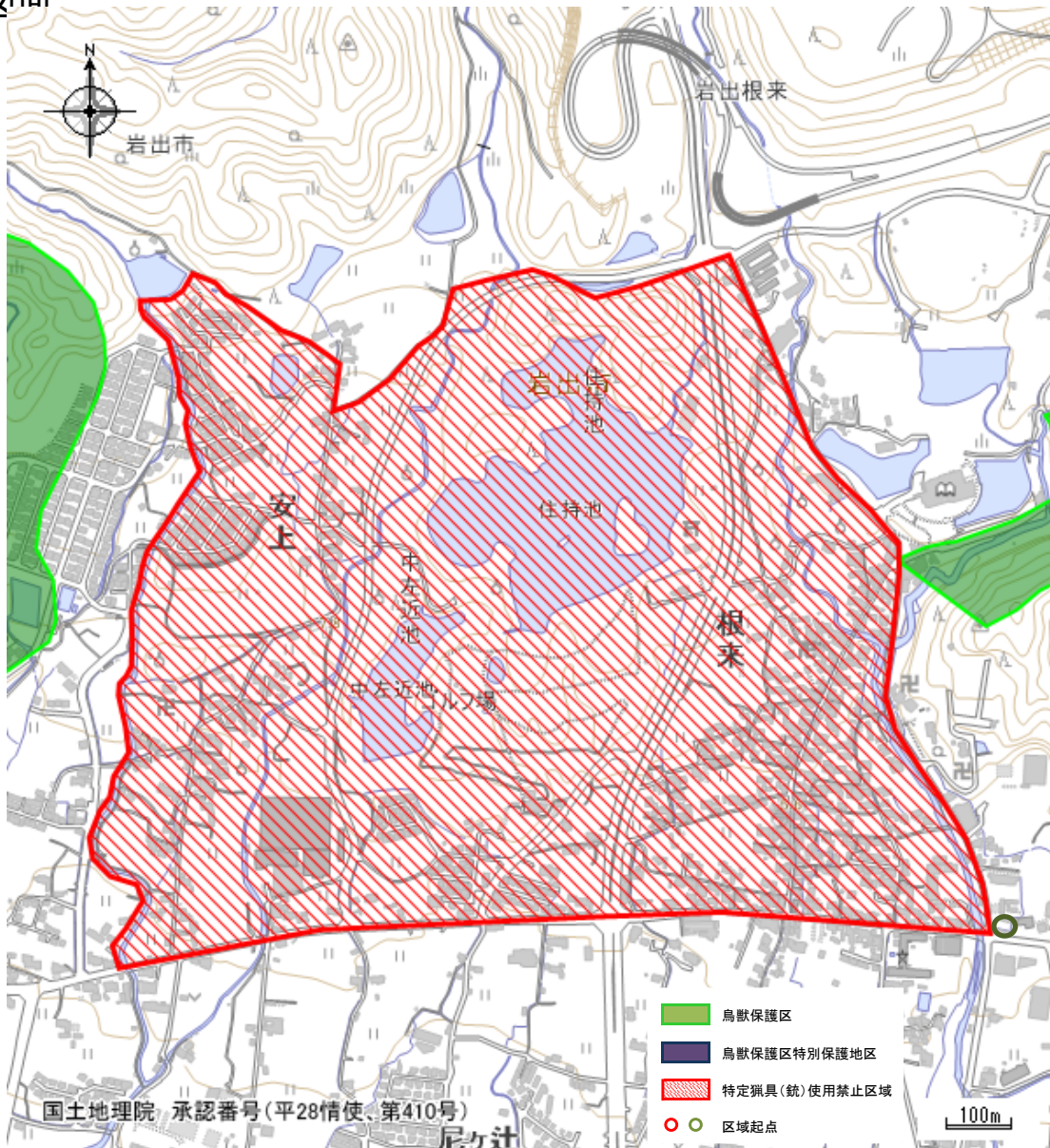


特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	10	区域の名称	根来
区域面積	105.0ha		
指定期限	令和13年10月31日まで		
指定区域	岩出市根来地内の市道根来川尻線と県道粉河加太線との交点を起点とし、県道粉河加太線を西進し居家川に至り、同所から同川左岸を上流に進み前谷池に至り、同所から堤防を東進し林道相谷線に至り、同林道を南進し市道安上2号線を経て林道奥安上谷線に至り、同所から同林道を北進し、五坊池の南約50メートルの地点から里道を東進し市道根来安上線と合流し県道泉佐野岩出線に至り、同所から市道根来川尻線を南進し起点に至る線に囲まれた区域		

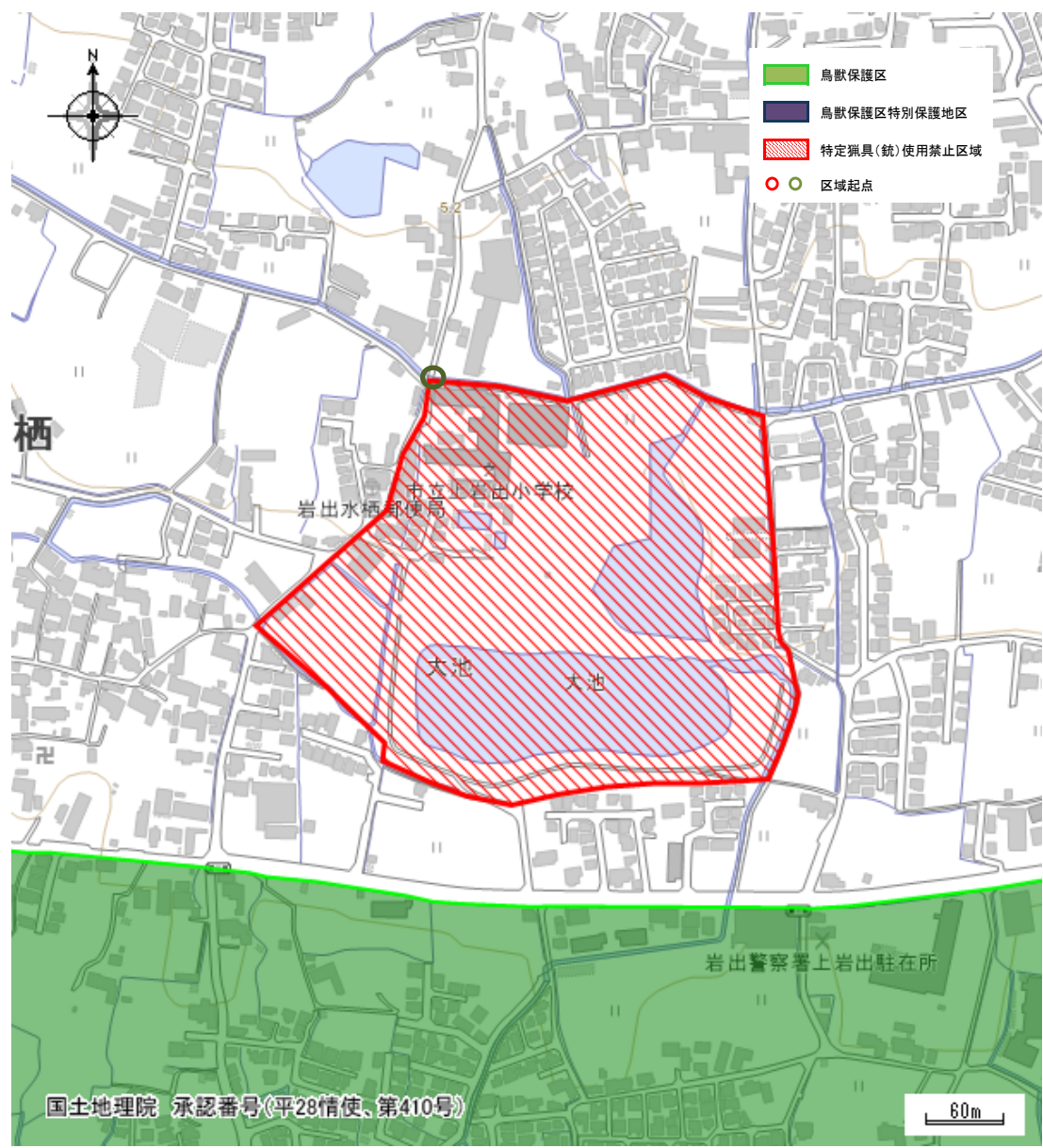
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	11	区域の名称	上岩出大池
区域面積	7.8ha		
指定期限	令和13年10月31日まで		
指定区域	岩出市水栖地内の県道新田広芝岩出停車場線と小田井用水路との交点を起点とし、同用水路に沿って東進し、市道新田広芝西国分1号線に至り、同市道を南進し大池堤の南東に至り、同所から堤防に沿って里道を西進し県道新田広芝岩出停車場線に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた区域		

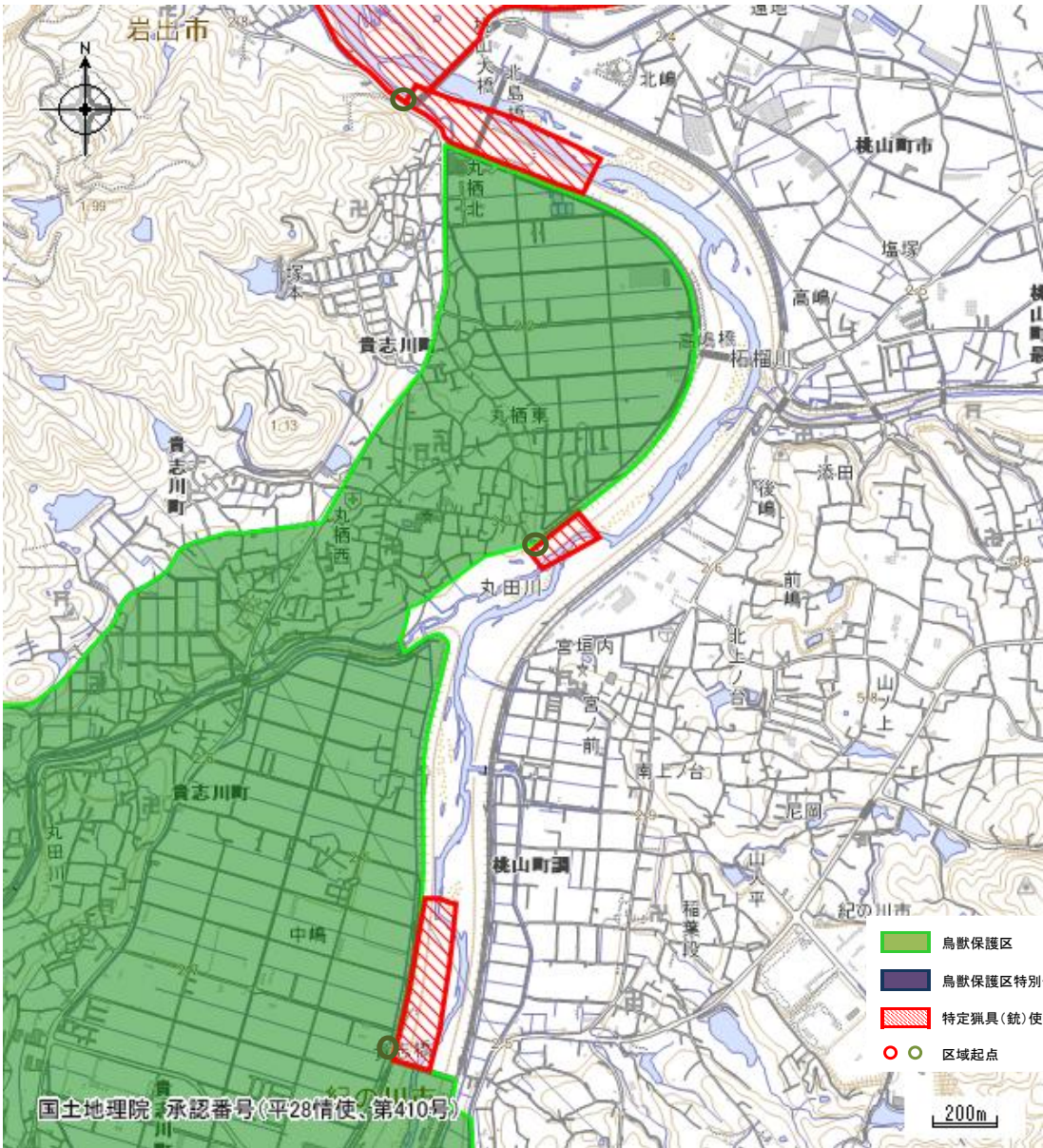
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	19	区域の名称	貴志川
区域面積	9.4ha		
指定期限	令和10年10月31日まで		
指定区域	県道岩出野上線の岩出市と紀の川市との境界を起点とし、北北東に一級河川紀の川水系貴志川の河中の旧貴志川町と旧桃山町との境界まで進み、同境界線を東南東に北島橋の上流300メートルまで進み、同所から南南西に堤防まで至り、同堤防を北西(下流)に進み、県道岩出野上線との交点に至り、同県道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた貴志川左岸の区域及び紀の川市貴志川町丸栖字東垣内地先の貴志川左岸市民運動場北端側の市道丸131号線を起点とし、北東(下流)に100メートル進み、同所から南東に貴志川の河中の旧貴志川町と旧桃山町との境界まで進み、同境界線を南西に同市民運動場南端から100メートル上流まで進み、同所から北西に市道丸131号線に至り、同市道を北東(下流)に進んで起点に至る線に囲まれた貴志川左岸の区域及び市道中3号線の貴志橋西詰を起点とし、堤防を北(下流)に500メートル進み、同所から東に貴志川の河中に進み、同所から貴志橋に至り、同所から北西に至り起点に戻る線に囲まれた貴志川左岸の区域		

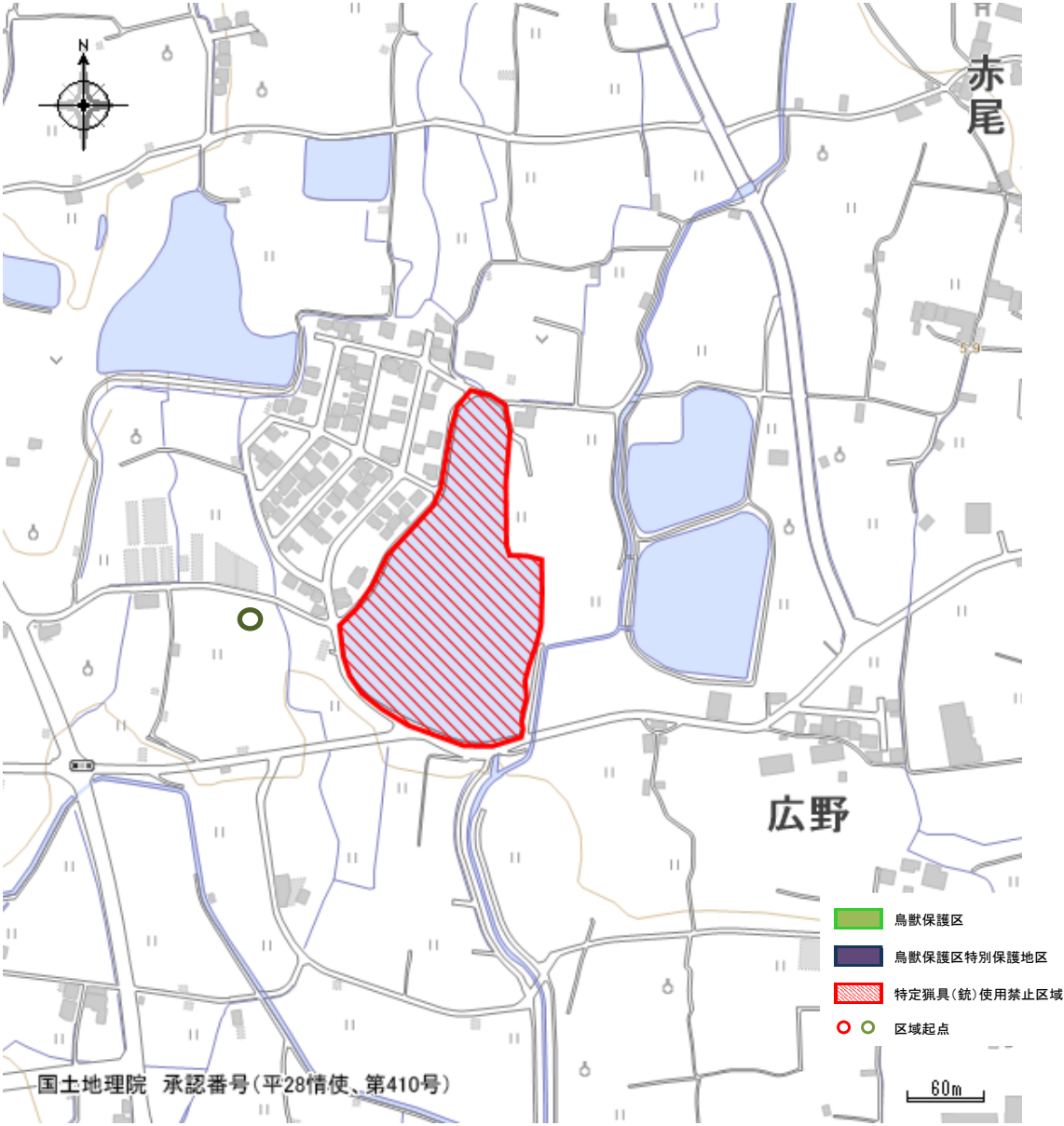
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	20	区域の名称	新池
区域面積	2.2ha		
指定期限	令和14年10月31日まで		
指定区域	紀の川市東大井地内の市道東国分赤尾線と市道桜ヶ丘団地1号線の交点を起点として、同所から同市道を新池の西側池縁を北東に進み新池最北端部に至り、同所から新池の東側池縁を南進し市道東国分赤尾線に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に囲まれた区域		

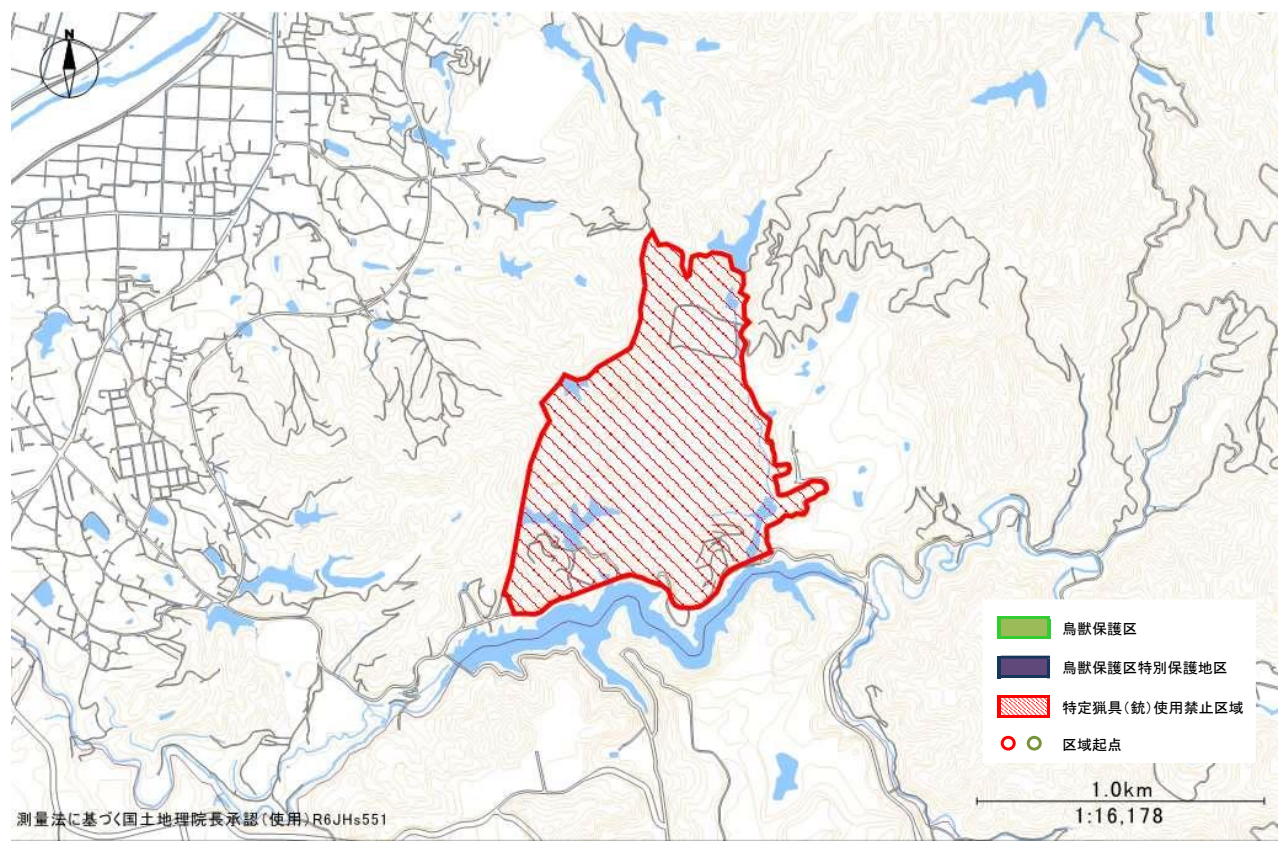
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	25	区域の名称	銚子の口
区域面積	80.0ha		
指定期限	令和15年10月31日まで		
指定区域	紀の川市貴志川町岸小野地内の愛宕橋西詰を起点として、同所から県道垣内貴志川線を西進し山田橋を経て、人工林と果樹園地との境界の谷に至り、同所から谷沿いに北進し我田我田池西側を経て同池北西部の谷沿いに北進し尾根に至り、同所から同尾根を北進し高尾山山頂に至り、同所から北東に尾根を進み堂ヶ谷池堤に至り、同所から同池北部を経て谷沿いに進み同市貴志川町岸小野と同市貴志川町北との境界の尾根に至り、同所から尾根沿いに北進し愛宕山山頂に至り、同山頂から愛宕峠に向かって北進し市道稲葉銚子ノ口線に至り、同所から同市道を南進し県道垣内貴志川線に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線に囲まれた区域		

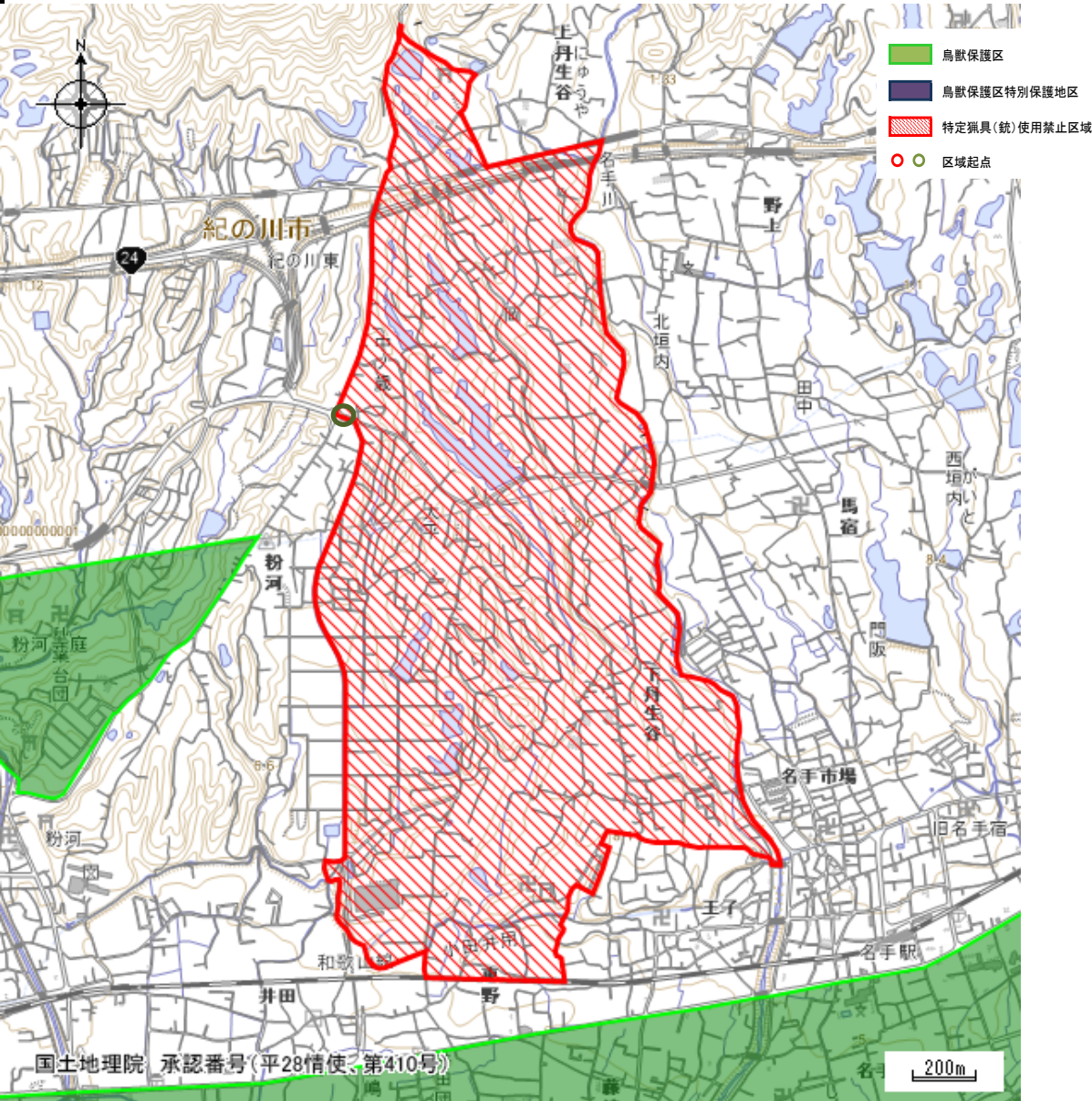
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	14	区域の名称	粉河
区域面積	220.0ha		
指定期限	令和13年10月31日まで		
指定区域	紀の川市粉河地内の県道西川原粉河線と県道粉河那賀線との交点を起点とし、県道西川原粉河線を北進して籠池の北岸に至り、同所から市道上丹生谷6号線を南東に進み、風呂の池南側で県道西川原粉河線との交点に至り、同県道を南進し市道上丹生谷7号線との交点に至り、同市道を南東に進み広域農道との交点に至り、同農道を東進して名手川橋西詰に至り、同所から名手川に沿って南進し小野橋に至り、同所から市道名手川北王子線を西進し旧粉河町と旧那賀町との境界に至り、同所より同境界沿いに南進してJR和歌山線との交点に至り、同所から西進して市道中ノ才東野線との交点に至り、同所から同市道を北進して小田井用水との交点に至り、同用水を西進して市道中ノ才宮谷線との交点に至り、同市道を北進し市道西岡陽山線の交点に至り、同市道を東進し市道井田中ノ才線との交点に至り、同市道を北進して県道粉河那賀線との交点に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた区域		

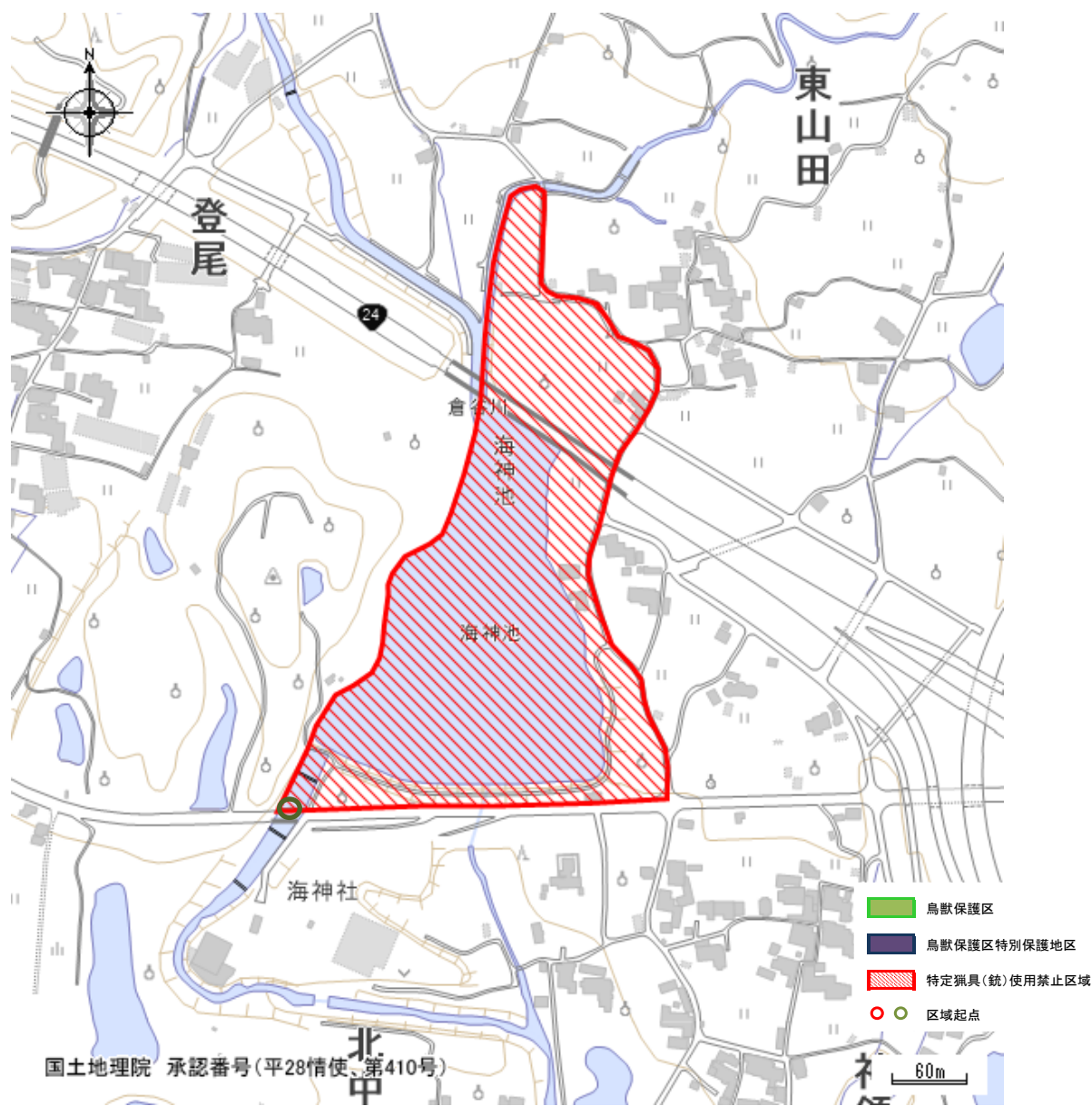
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	48	区域の名称	海神池
区域面積	7.0ha		
指定期限	令和8年10月31日まで		
指定区域	紀の川市北中地区の広域農道海神橋西詰を起点とし、同所から海神池余水吐に沿って北進し海神池に至り、同所から海神池西岸に沿って北進し山田川との交点に至り、同所から山田川に沿って北進し市道倉谷線との交点に至り、同所から同市道を南進し広域農道との交点に至り、同所から同広域農道を西進し起点に至る線に囲まれた区域		

参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	52	区域の名称	紀の川・岩出
区域面積	107.5ha		
指定期限	令和9年10月31日まで		
指定区域	岩出市宮地内の岩出橋北詰を起点とし、紀の川右岸堤防に沿って東進し、春日川河口を経て、紀の川右岸堤防の岩出市と紀の川市との境界に至り、同所から境界に沿って南進し旧打田町と旧桃山町との境界に至り、同所から同境界を約200メートル東進し、同所から南に進み、紀の川左岸堤防に至り、同所から同堤防に沿って西進し桃山大橋北詰に至り、同所から南西に旧貴志川町と旧桃山町との境界の川中まで進み、同所から県道岩出野上線の岩出市と紀の川市との境界に至り、同所から紀の川左岸堤防を北西に進み市道船戸山崎線との接点に至り、同所から同線を西に進み岩出橋南詰に至り、県道和歌山打田線を北進し、起点に至る線に囲まれた区域		

参考図面

